

平成19年第2回京丹波町議会臨時会

平成19年5月24日(木)

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町税条例の一部を改正する条例
- 第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 同意第 1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について
- 第 7 同意第 2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について
- 第 8 議案第53号 中型バス購入契約について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

- 1番 西山和樹君
- 2番 室田隆一郎君
- 3番 東まさ子君
- 5番 横山勲君
- 6番 坂本美智代君
- 7番 今西孝司君
- 8番 小田耕治君
- 9番 畠中勉君
- 10番 山田均君
- 11番 藤田正夫君
- 12番 山内武夫君
- 13番 篠塚信太郎君

14番 吉田 忍 君
16番 野口 久之 君
17番 野間 和幸 君
18番 岡本 勇 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

町 長 松原 茂樹 君
副町長 上田 正 君
副町長 堀 郁太郎 君
教育長 山本 和之 君
会計管理者 藤田 義幸 君
参事 田渕 敬治 君
瑞穂支所長 上田 進 君
和知支所長 田井 勲 君
総務課長 谷 俊明 君
企画情報課長 田端 耕喜 君
税務課長 岩田 恵一 君
住民課長 岩崎 弘一 君
保健福祉課長 野間 広和 君
子育て支援課長 山田 由美子 君
地域医療課長 下伊豆 かおり 君
土木建築課長 松村 康弘 君
水道課長 藤田 真 君
教育次長 長谷川 博文 君
監査委員 人見 亮 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長 伊藤 康彦
書 記 山内 圭司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

今日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第2回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番議員・小田 耕治君、9番議員・畠中 勉君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第1号他4件です。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

閉会中の5月21日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

また、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会が開催され、所管の調査や現地踏査が実施されました。

議会広報特別委員会は、議会だより第7号の協議と発行が行われました。

本日、本会議終了後、議員全員協議会をこの場において開催いたします。議員の皆さんよろしく願いいたします。

また、午後1時30分からダム関連特別委員会が開催されます。委員の皆さんには大変ご

苦勞さんですが、よろしくお願ひいたします。

本臨時会に山田産業振興課長は欠席する旨の届を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例から日程第8 議案第53号 中型バス購入契約について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例から日程第8 議案第53号 中型バス購入契約についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長

○町長（松原茂樹君） 本日ここに、平成19年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

水稻の植え付けもほぼ終わり、順調な生育により実りの多い秋となりますよう願うものであります。

この春の叙勲におきまして、元和知町長の野間靖隆様が、栄えある「旭日双光章」を受章されました。長年の地方自治進展にご尽力されました賜物であり、ご功勞を称え、心よりお慶びを申しあげますとともに、ますますご健勝でご活躍されますことを祈念し、ご報告させていただきます。

それではさっそくでございますが、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、専決処分の承認を求める案件、第1号では、地方税法の一部を改正する法律等が公布施行され、これに伴う本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

現下の経済・財政状況をふまえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益にかかる軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため、所要の措置を講ずることとし、地方税制の改正が行われたものであります。

承認第2号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、支所長の職務を課長級とする給料表の改正を行ったものであります。

同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任、同意第2号 京丹波町高原財産区管理

委員の選任につきましては、任期満了に伴う管理委員の選任について、議会の同意をお願いしております。

それでは、はじめに同意第1号の須知財産区管理委員として選任をお願いする委員さんについて、ご紹介を申し上げます。

村山智加男（むらやま ちかお）氏は、京丹波町安井観音寺33番地にお住まいで、昭和11年1月1日のお生まれです。昭和21年から丹波町農業協同組合に勤務され、その後、森林連合会、電気器具製造会社に勤められ、平成6年にご退職になりました。退職後は、安井区区長を2年間、安井生産森林組合長を2年間歴任されております。

松本 寛（まつもと ひろし）氏は、京丹波町曾根曾根北9番地にお住まいで、昭和11年8月20日のお生まれです。建築業を営まれ、平成6年から7年間余り丹波町消防団長として、また現在、丹波町谷山土地改良区理事長、京丹波森林組合理事としてご活躍されております。

須知 要（しゅうち かなめ）氏は、京丹波町上野中垣内9番地にお住まいで、昭和20年7月8日のお生まれです。農林業に従事され、平成8年から丹波町農業委員会委員を3期9年間、丹波町森林組合理事を2年間歴任され、現在、上野生産森林組合長を務められています。

竹瀬 重信（たけせ しげのぶ）氏は、京丹波町蒲生清水元26番地にお住まいで、昭和8年12月19日のお生まれです。昭和35年から建具業を営まれ、平成12年には元蒲生生産森林組合長、平成16年から2年間、蒲生区長を歴任されるとともに、欠員により18年度から本財産区管理委員としてお世話になっております。

小谷多喜男（こたに たきお）氏は京丹波町須知本町33番地にお住まいで、昭和10年1月15日のお生まれです。昭和29年から自転車販売会社に勤務され、平成7年にご退職になりました。平成8年から須知山林共同経営組合副代表を務められ、竹瀬氏と同じく18年度から本財産区管理委員としてお世話になっております。

中村 忍（なかむら しのぶ）氏は、京丹波町高岡馬場20番地にお住まいで、昭和21年10月6日のお生まれです。昭和43年から食糧庁京都食糧事務所、大阪食糧事務所、近畿農政局商品安全部等に勤務され、本年3月にご退職になりました。平成16年から2年間、西階区区長を歴任され、現在、JA京都総代や丹波町土地改良区総代を務められています。

松谷 實二（まつたに じつじ）氏は、京丹波町高岡岩崎25番地の1にお住まいで、昭和26年9月22日のお生まれです。高校を卒業後、東京都内の畜産関係会社に3年間実習入社され、以後、農林畜産業に専従されるとともに、平成14年から3年間丹波町農業委員会委員を務められました。

続きまして、同意第2号 高原財産区管理委員として選任をお願いする委員さんについてご紹介を申し上げます。

鈴木 敬三（すずき けいぞう）氏は、京丹波町下山中野90番地にお住まいで、昭和7年1月8日のお生まれです。昭和23年から同地で酪農業を営まれており、丹波町農業委員会委員を6期18年間歴任されるとともに、平成7年より本財産区の委員としてお世話になっております。

上仲 幹雄（うえなか みきお）氏は、京丹波町下山中道45番地にお住まいで、昭和7年10月1日のお生まれです。電気設備会社に40年近く勤務され、退職後は農業に従事されております。平成13年から本財産区管理委員としては、また、平成18年8月からは管理会会長として財産区運営にご尽力を賜っております。

久保元 明（くぼもと あきら）氏は、京丹波町豊田九手60番地にお住まいで、昭和23年9月6日のお生まれです。昭和41年から長く電気通信関係の会社に電気技師として勤められ、豊田区副区長や消防団部長を歴任されるとともに、欠員により平成18年6月から本財産区の委員としてお世話になっております。

湊 利一（みなと りいち）氏は、京丹波町実勢フケ59番地にお住まいで、昭和8年1月16日のお生まれです。昭和35年に丹波町農業協同組合に勤務され平成4年にご退職。昭和63年から平成10年まで長きにわたり地元実勢区の会計を歴任されるとともに、平成7年より本財産区の委員としてお世話になっております。

板谷 一男（いただに かずお）氏は、京丹波町富田井上51番地にお住まいで、昭和11年1月21日のお生まれです。40年近く京都市内のバス交通会社に勤務され、退職後は農業に従事されております。丹波町交通指導委員長や富田区の農事威組合長を歴任されるとともに、平成7年より本財産区委員としてお世話になっております。

木下 武男（きのした たけお）氏は京丹波町富田荒木22番地にお住まいで、昭和12年7月4日のお生まれです。京都市内の製材会社に30年余り勤務されたあと、農業に従事され、富田区の農事組合長を歴任されるとともに、平成11年より本財産区の委員としてお世話になっております。

山田 正雄（やまだ まさお）氏は、京丹波町豊田千原135番地にお住まいで、昭和35年12月27日のお生まれです。今期をもって退任されます委員の後任として選任をお願いしております。町内の照明器具製造会社に勤務されるとともに、現在、上豊田生産森林組合長を務められています。

以上、ご紹介いたしました須知、高原財産区管理委員として選任しようとする14名の皆さんは、それぞれ豊富なご経験を基に地元区の活動においても欠かすことのできない中心的

な人材としてご活躍され、且つ、農林行政に見識を有し、財産区委員として最適任者でございますので、京丹波町財産区管理条例第3条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

次に議案第53号 中型バスの購入契約につきましては、購入以来17年が経過し、老朽化が激しい町営バスの更新を行うため、中型バスの購入契約について地方自治法の規定により議決をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

岩田税務課長

○税務課長（岩田恵一君） それではただいま提案いただきました承認第1号の件につきまして、私のほうから補足説明を申し上げたいと思います。

平成19年度の税改正の概略についてでございますが、総括的事項といたしましては、現下の経済財政状況等をふまえ、持続的な経済社会の活性化を実現するために、上場株式等の配当、譲渡益にかかる軽減税率の適用期限を1年延長する他、高齢者等居住改修住宅にかかる固定資産税の減額措置の創設、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとして、税制の改正が行われたところでございます。これにつきましては地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）並びに地方税法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第79号）が本年3月30日に交付されまして、同年4月1日に施行されたところでございます。これを受けまして本町税条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただいたところでございます。

まず住民税の関係でございますが、平成18年度改正におきまして、大きな改正、変化がございましたので19年度は基本的には所得税ならびの改正にとどまる小規模なものとされておりまして、本町での住民の皆さんへの影響はほとんどないのではと思っております。

住民税の関係でございますが、町民税の納税義務者の中に、第23条に謳っておりますが、その納税義務者に新たに法人課税信託の引き受けを行うことにより、法人税を課される。個人で、町内に事務所または事業所を有するものが追加をされたということでございます。

それから上場株式等を譲渡した場合の株式等に関わる譲渡所得等に関わる町民税の課税の特例ということで、これは附則第19条の3の一部改正でございますが、上場株式等の配当等、及び譲渡所得等に関わる軽減税率。これは10%でございますが、所得税が7%、住民税では3%の軽減税率があるわけですが、その特例の適用期限を1年間延長するというところでございます。

上場株式等の譲渡益及び配当にかかる10%の軽減税率の取り扱いについて、譲渡益については平成19年度末に、配当については平成20年3月末に期限が到来いたしますが、いずれも1年延長して廃止することとされたことに伴うものでございます。

それから特定中小会社が発行した株式に関わる譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例ということで、附則第20条第7項の一部を改正する条例の制定についてでございます。特定中小会社が発行した株式に関わる譲渡所得等の2分の1課税の特例の適用期限を2年間延長するというところでございます。

それから保険料に関わる個人の町民税の特例ということで第20条の5が新たに追加という項目でございますが、ほとんど本町には該当しないのではという思いがします。今年の1月に新日仏租税条約の締結がされまして、これに伴いまして居住者が相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合に租税条約の規定に基づき、一定の金額を限度としてその保険料をその年の個人住民税に関わる総所得金額等から控除することができるようになったということで、これを追加するというところでございます。

住民税の関係につきましては検討事項とされまして、19年度にいろいろ議論がされるわけですが、公的年金者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税における公的年金からの特別徴収につきまして、平成21年度をめどに導入できるよう、関係省庁、市町村とシステム開発等についても今後協議していくということが検討事項として挙げられております。

続きまして固定資産税関係でございますが、制度面での大きな改正はございません。非課税等特別措置の創設や見直しが行われたところでございます。まず固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告ということで、附則第10条の2に第6項を追加するという項目でございます。これにつきましてはバリアフリー改修が行われました既存住宅にかかる固定資産税の減額措置の創設と、固定資産税及び都市計画税にかかる非課税等特別措置の創設や見直しが行われたということでございます。対象となる工事につきましては平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われたものでございまして、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室、トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差解消、ドアの引き戸への取替え、床材の滑りの防止のいずれかに該当するものでございまして、地方公共団体からの補助金や、介護保険の給付等を除く工事費の合計金額が30万円以上のものとされております。減額措置を受けるためには、65歳以上の者が要介護認定、若しくは要支援認定を受けている者、または障害者が居住していることが必要となっております。当該住宅にかかる固定資産税の減額につきましては1戸当たり100㎡相当分までに限るとされておりますが、改修工事が完成した年の翌年度1年限りですが、3分の1を減額するというこ

とになっております。

平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の特例ということで、附則第11条の2の次に1条を追加されたということでございます。これにつきましては近年鉄軌道用地の利用条件については、駅中ビジネスと呼ばれるような駅構内の空きスペースにおける商業店舗等の展開といった高度利用や、路線敷き横に人工地盤を設置いたしまして商業ビルを建設するなど多方面にわたって土地の利用形態が変わってきているという状況によりまして、鉄軌道用地の評価方法を変更するために固定資産評価基準の改正が行われたということでございます。

続きましてたばこ税の関係でございます。これは都道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率につきまして、当分の間の措置として、地方税の附則に定められておりました特例税率を、本則の税率としたということでございます。たばこ税の特例税率につきましては平成11年度からの恒久的な減税の実施に伴いまして、地方財政の円滑な運営に十分配慮するという観点から、当分の措置といたしまして、国のたばこ税の税率を引き下げるとともに、地方のたばこ税の税率を同率だけ引き上げることとして地方税法の附則に特例措置として規定をされてまいりました。平成18年度改正によりまして恒久的な減税措置、定率減税などの廃止等に伴いまして、今回たばこ税の特例税率を本則の税率として恒久化する改正が行われたところでございます。これを今回規定させていただくものでございます。1000本あたり3,298円ということで、一箱300円あたりで約60円の市町村税が本則に規定されたということでございます。ただし、旧3級品と呼ばれるものに「しんせい」「エコー」「ゴールデンバット」こういったものは、これまでどおり附則で規定されているということでございます。今回の改正によりますたばこ税の増減収額が発生することはございません。

以上、主だったものの改正の概要を説明させていただきました。よろしくご審議賜りましてご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） それでは承認第2号 専決処分の承認を求めることについてということで京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

町長から提案理由の説明があったところでございますが、一番最後のページの新旧対照表でございます。

改正前につきましてはこの6級のところに位置づけられております支所長のところでございますが、今回これを5級に位置づけるということで改正をさせていただいたところでございます。合併時点ではこの6級に位置づけられておりました職員が6名ございまして、こ

の19年の3月末では、5名が6級に位置づけられておったところでございますが、今回の改正によりましてこの6級に位置づけられる管理職は3名ということでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、承認第2号の説明とさせていただきます。

続きまして同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任についてでございます。

冒頭、町長から詳しくご経歴等含めましてご説明いただいておりますので、議案を朗読させていただきます。説明に変えさせていただきますと思います。

同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について 次の者を京丹波町須知財産区管理委員に選任したいから、京丹波町財産区管理条例（平成17年条例第187号）第3条の規定により議会の同意を求める。平成19年5月24日 提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由 京丹波町須知財産区管理委員任期満了のため 1 須知財産区管理委員（7名）

住所 京都府船井郡京丹波町安井観音寺33番地、氏名 村山智加男、生年月日 昭和11年1月1日。

住所 京都府船井郡京丹波町曾根曾根北9番地、氏名 松本 寛、生年月日 昭和11年8月20日

住所 京都府船井郡京丹波町上野中垣内9番地、氏名 須知 要、生年月日 昭和20年7月8日

住所 京都府船井郡京丹波町蒲生清水元26番地、氏名 竹瀬 重信、生年月日 昭和8年12月19日

住所 京都府船井郡京丹波町須知本町33番地、氏名 小谷亨喜男、生年月日 昭和10年1月15日

住所 京都府船井郡京丹波町高岡馬場20番地、氏名 中村 忍、生年月日 昭和21年10月6日

住所 京都府船井郡京丹波町高岡岩崎25番地1、氏名 松谷 實二、生年月日 昭和26年9月22日

続きまして、同意第2号でございます。

同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について 次の者を京丹波町高原財産区管理委員に選任したいから、京丹波町財産区管理条例（平成17年条例第187号）第3条の規定により議会の同意を求める。平成19年5月24日 提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由 京丹波町高原財産区管理委員任期満了のため 1 高原財産区管理委員（7名）

住所 京都府船井郡京丹波町下山中野90番地、氏名 鈴木 敬三、生年月日 昭和7年

1月8日

住所 京都府船井郡京丹波町下山中道45番地、氏名 上仲 幹雄、生年月日 昭和7年

10月1日

住所 京都府船井郡京丹波町豊田九手60番地、氏名 久保元 明、生年月日 昭和23年9月6日

住所 京都府船井郡京丹波町実勢フケ59番地、氏名 湊 利一、生年月日 昭和8年1月16日

住所 京都府船井郡京丹波町富田井上51番地、氏名 板谷 一男、生年月日 昭和11年1月21日

住所 京都府船井郡京丹波町富田荒木22番地、氏名 木下 武男、生年月日 昭和12年7月4日

住所 京都府船井郡京丹波町豊田千原135番地、氏名 山田 正雄、生年月日 昭和35年12月27日

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長

○企画情報課長（田端耕喜君） それではただいま上程になりました議案第53号について説明させていただきます。

冒頭、町長より提案理由の説明がありましたとおり、現有しております町有バスの中で最も古い平成2年式の中型バスを老朽化に伴い、中型ワンステップ型バスに更新して購入することをお認めいただきたく上程させていただくものでございます。

更新の対象といたしております中型バスは、現在丹波事業所で運行いたしておりますが、購入以来17年を経過し、外観まわりの腐食はもちろんのこと、冬場の融雪剤の巻上げ等により、下まわりの腐食が相当進み、安全走行に支障をきたす恐れが相当高まっている状況でございます。

購入車輛につきましては、昨年導入させていただきました中型バス2台と同じく、高齢化社会の現実も視野に入れる中で、お年寄り等の交通弱者のご利用いただきやすくなったワンステップバスを丹波事業所に備える予定でございます。乗車定員につきましては、納車前の車検時に決定することになりますので、58名以上の定員は確保いたしております。今回購入分のバスにつきましても、時代に即した車種の購入ということで、利用いただきますかたがたへの利便性を向上させるものでございます。

それでは議案第53号 中型バス購入契約につきまして、議案を朗読させていただいて説明とさせていただきます。

議案第53号 中型バス購入契約について 中型バス購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。 記 1 契約名 中型バス購入契約、2 契約金額 15,855,000円、3 契約の相手方 京都市山科区西野榎本町70番地 京滋日野自動車株式会社代表取締役 谷 輝夫、4 契約の方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第7号の規定による随意契約、5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6 京丹波町役場、6 契約期間 議会の議決を得た日から平成19年8月31日まで 平成19年5月24日提出 京丹波町長 松原 茂樹 なお、購入するバスの仕様等概要書を添付させていただいておりますのでご確認いただきたく存じます。以上説明とさせていただきます。ご審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上説明のとおりであります。

これより承認第1号 専決処分を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番(山田 均君) 担当課長にお尋ねしたいと思います。

1点は説明がありましたように、附則の第19条の3中「20年度」から「21年度」ということで1年延長、株式との関係で説明もありましたが、京丹波町の場合には対象となる方はあるのかなのか、あれば何人くらい対象なのかお尋ねしたい。

今回高齢者等の居住の改修、バリアフリー化に伴うもので、介護保険や公的補助を除く30万円以上ということですが、額としては大きいわけですが、この場合に対象になる3分の1の減額といいますか減免ということがあるのですが、これについて今時点では対象としてどれくらい見込んでおられるのか。合わせて伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長

○税務課長（岩田恵一君） まず附則第19条の3の一部改正に伴う関係で、住民に該当者がいるのかどうかということですが、先ほどの説明でも申しあげましたように、取得税でも一定の軽減がされております。実際19年の申告におきまして、多くではなく100人までくらいの方が、取得税の関係につきましても軽減税率の適用がされておりますし、また、住民税につきましても3%分適用されるということですのでございますので、そういった住民税の関係での軽減に反映をさせていただいているということですのでございます。何人かということとは把握しておりませんので申し訳ございませんが、こういった適用を受ける方はおられるということでご容赦いただきたいというように思います。

高齢者の関係のバリアフリー改修工事に伴いまして、固定資産税が翌年に限りまして3分の1減額措置が講じられるということでございます。これも申告に基づくものでございますので、申告をされないと当然適用できません。

先ほどの説明に付け加えますと、今回このバリアフリー改修を行うことによって新たに同居される。私事で実例を挙げて恐縮ですが、私も別居をしております、今回母屋を改修したことによって、私が帰って同居するというケースも今回適用になるという解釈もされております。こういったこともありますので、この3年間でどれくらいあるのかなという思いもしております。ほとんどの家庭が高齢者、障害者、要介護の方がおられるお宅についてはおおむねそういった改修もできているのかなという思いもしていますが、今後毎年数件は3年間で発生するのかなという思いは持っておりますし、こういった制度を利用していただければという思いは持っております。以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手 多数）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（岡本 勇君） 次に承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねしたいと思います。

今回提案になっております職員の給与に関する条例、これまで支所の支所長が参事という位置づけが、課長ということになるのですが、一見考えてみれば当然かもしれませんが、裏返してみれば支所の位置づけをどうのように考えているのかということとも非常にその参事という位置づけを一般課長という位置づけになったわけでございますので、その辺の考え方をまず町長に伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） この改正でございますが、当初から合併協議の中で、5名の参事ということでスタートしたわけでございますが、これは旧町のいろんな実態等もふまえながらの配慮であったというふうに思います。その当時からできるだけ減員をしていくという考えで

ございました。これは議員お尋ねの支所をどうするかという位置づけではなしに、参事級を特命等含めて、会計管理者を新たに任命いたしましたわけですが、そうした今の人事の考え方として将来的には参事は置かないという考え方でございます。先ほど申し上げましたように、支所をこれから内容、またいろんな面での部分を抑えていくということではなしに、今後支所のあり方等につきましては検討課題のひとつでありますけれども、現在、参事級にしたので、すべての部分を変えていこうという考えには現在ではいたっておりません。これから支所のあり方等につきましては実態に合わせて検討を加えていくという考えかたでございまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番(山田 均君) 参事を減らしていくという方向は私も当然そうだと思うのですが、本庁には二人の副町長もおるわけでございますから、そういう面から考えてもそういう考え方は当然だと思いますが、支所の場合には一般の本庁の各課の課長というよりも、地域総務室なり、振興室なり、保健福祉室を統括しているわけです。教育分室は教育委員会の管轄になっておりますが、一般の分野を担当する課長とは違うのではないかと。もちろん権限の問題もあります。そういうことからいうと支所にこそ参事というのをしっかり置いて、合併して2年も経っていないのですから、一体性ということも町長も言われているのですから、そういうような役割も果たしていくと、また地域それぞれ取り組みで自治組織というものもいっているのですから、そういうことを考えても支所の役割というのは非常に大きいと思うので当然そういう配置を私は考えるべきではないかと。むしろ本庁で参事を減らすというのが当然あるべき姿ではないかと思いますが、その辺、伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 支所の考えかたでございまして、地域の皆さんが支所における業務の内容、そしてまた私どもが全体でどう組織機構を見直していくかというなかで、当然のことながら支所のあり方等も視野に入れているわけでございますが、いろいろ本庁のスペースの問題もあるわけでございますが、本当にそれぞれの地域が特色を持って業務を展開していくという面では分庁も含めて支所のあり方を検討していきたいと思っております。お尋ねの参事級でないと支所長は務まらないという考えは持っておりません。十分経験豊富な支所長をおいておられますし、各般にわたっての支所長としての役割は十分果たしてくれると思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番(山田 均君) 今の支所長が不適格とかそういう意味ではないのです。支所の位置づけをどこに置くかということとのかかわりであります。課長としての位置づけで十分支所の

役割を果たせるのか、当然、それぞれの課に及ぶわけですから支所の場合は。総務の関係も保健福祉の関係も全分野の統括窓口をしているわけです。そういう面からいうと参事という権限で全体を把握していく、また本庁との調整もするという本来の役割がそういう役割りではないか、課長ということになれば本庁の課長と同等ですので調整というのはなかなか難しいといえ難いし、できるといえばできるかもわかりませんが、権限上はそういう位置づけでなければならないわけですから、そういう位置づけをして支所の権限といいますか本庁との関係の調整を図っていく役割を果たすようにすべきではないか。そういう意味で支所の支所長というのは参事という職責でおいておくべきではないか、そういう意味でお尋ねしているのであります。参事を減らすとか支所の課長がどうのということではなく、支所としての役割を果たすべき位置づけとこのを見るべきでないかという問題と、やはり直接住民とのかかわりもございますから専決ということではなく、3月議会もあつたわけですから議会とも十分議論をしながら、支所の役割位置づけとの関連も出てきますので、もう少しそういうやり方、手続を議会と協議をしていただきたかったという点もふまえてもう一度伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 考え方は今申しあげましたとおりでございますし、やっぱり時間の経過とともに支所のあり方というのは見直しが必要と現状思っております。そのことによって参事級をそれまで置いておく必要が必ずしもあるとはわたしは思っておりません。十分先ほど申しあげました内容で業務はしっかり住民の皆さん方にご迷惑かけないように進めてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） ただいま上程になっております専決処分の承認について、反対の立場から討論したいと思います。

ご承知のように支所には地域総務室、そして地域振興室、地域保健福祉室、教育分室を設置配置しているわけでありまして。

支所長の権限が少ないとはいえ、教育分室を除く、総務、保健福祉、振興農業を含める等の支所の統括責任者であります。本庁の各課長の職務とは大きく違うというように考えます。合併後1年3ヶ月あまりで支所の位置づけを大きく後退させることになるのではないかと。当然支所には参事級の職員をしっかり配置をして進めていくべきと考えます。参事を減らすと

いのであれば逆に本庁で減らすべきであるということを申しあげて討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手 多数）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

○議長（岡本 勇君） 次に同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

本案は同意案件でありますので、一人ずつ同意を得るのが本来の形ではありますが、一括して採決するか、個々に採決するかをおうかがいします。

議案は7名が連記された議案となっておりますが、一括して採決してよろしいか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この表決は起立により行います。

同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 全員）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

○議長（岡本 勇君） 次に同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

本案は同意案件でありますので、一人ずつ同意を得るのが本来の形ではありますが、同意第1号と同じく一括して採決いたします。

○議長（岡本 勇君） これより同意第2号を採決いたします。

この表決は起立により行います。

同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 全員)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

○議長(岡本 勇君) 次に議案第53号 中型バス購入契約についての質疑を行います。

○議長(岡本 勇君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

議案第53号 中型バス購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○議長(岡本 勇君) 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成19年第2回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。